

（ご）来庁者の皆様へ

- 1 施設内においては、当講習センター職員の指示に従ってください。
- 2 施設内で、次の行為をすることを禁止します。
 - (1) 庁舎や備品等を汚損し、又は棄損すること。
 - (2) 通行の妨害をすること。
 - (3) 所定の場所以外への駐車
 - (4) 敷地内での喫煙
 - (5) 爆発性物質、毒劇物、凶器などの危険物の持ち込み。
 - (6) 補助犬を除く動物（ペットを含む。）等の持ち込み。
 - (7) 正当な理由がなく立ち入ること。
 - (8) 許可なく撮影や録音、チラシ配り等を行うこと。
 - (9) 禁止場所への立ち入りや制限場所での携帯電話等の使用
 - (10) 飲酒及び酒気を帯びた状態での来庁
 - (11) 駐車場出入口通路及びバスロータリー付近への駐車
 - (12) 示威行為又はけん騒にわたる行為をすること。
 - (13) その他事務の妨害となる行為
- 3 庁舎管理責任者は、前項のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎への立入りを禁止し、当該行為を制止し、庁舎からの退庁を命じ、物件の撤去を命じ、又は許可若しくは承認を取り消すことができる。
- 4 その他、体調不良等により講習等を受講することができないおそれがあると認められる方はお帰りいただくことがあります。

庁舎管理責任者